

長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）

（目的）

第1 この要綱は、長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針に基づき、パートナーシップである二者がその自由な意思により行う宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的少数者であるものをいう。
- (2) 性的少数者 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者その他性のあり方が少数である者をいう。
- (3) 宣誓 二者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3 次に掲げる要件の全てに該当する二者は、宣誓をすることができる。

- (1) 二者の双方が成年に達していること。
- (2) 二者のいずれか一方又は双方が、市内に住所を有し、又は第4第1項の規定により宣誓をしようとする日（以下「提出日」という。）から30日以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 二者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする相手以外の者との間にパートナーシップに相当する関係がないこと。
- (5) 二者が民法（明治29年法律第89号）第734条又は735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養子縁組をしている場合を除く。

（宣誓の方法）

第4 宣誓をしようとする二者（以下「提出者」という。）は、市の職員の面前において長野市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び長野市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に必要な事項をそれぞれ自ら記入し、次に掲げる書類（提出日前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、提出者のいずれか一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、市の職員及び提出者の立会いの下で、当該提出者以外の者にこれを代筆させることができる。

- (1) 提出者（提出日から30日以内に市内への転入を予定している者を除く。）に係る住民票の写し
- (2) 提出者に係る戸籍抄本、独身証明書その他の配偶者がいないことを確認するこ

とができる書類

(3) 提出日において提出者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が提出日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 提出者は、性別の違和その他特別の理由があると市長が認める場合には、日常生活において通称（戸籍上の氏名に代えて社会生活上日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。）を使用していることを確認することができる書類を市長に提示することにより、宣誓書及び確認書に通称を使用することができる。

3 市長は、提出者が本人であることを確認するため、個人番号カード、旅券、在留カード、運転免許証、資格証明書その他の官公署が発行し、かつ、本人の顔写真が貼付された証明書であって、市長が適当と認めるものの提示を求めるものとする。

4 宣誓書及び確認書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（受領証等の交付等）

第5 市長は、第4第1項の規定による宣誓書及び確認書の提出があった場合において、提出者が第3に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、当該提出者が宣誓をしたことを証するため、当該提出者に対し、長野市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）及び長野市パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 第4第2項の規定により提出者が通称を使用したときは、受領証等に通称及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

（市内への転入）

第6 第5の規定にかかわらず、提出日において提出者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が提出日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあっては、当該提出者に対し、長野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、当該提出者のいずれか一方又は双方が市内へ転入したことを証する住民票の写しの提出があった後に、当該受付票と引換えに受領証等を交付するものとする。

2 前項の規定による住民票の写しの提出は、転入予定日（提出者が確認書に記入する市内への転入の予定日をいう。以下同じ。）（提出者の双方が市内へ転入する場合で、転入予定日が異なるときは、いずれか早い日とする。）から14日以内に行わなければならない。ただし、当該期間までに当該提出を行うことができない特別の事情があると認められる場合は、市長が別に指定する日までとする。

（受領証等の再交付）

第7 第5又は第6第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損、汚損等があったときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申

請書に既に交付を受けている受領証等を添えなければならない。

2 第4第3項の規定は、前項の規定による受領証等の再交付の手続について準用する。

(変更届)

第8 宣誓者は、氏名、通称、住所等に変更があったときは、長野市パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)により市長に届け出なければならない。この場合において、氏名又は通称を変更するときは、変更届に変更前の受領証等を添えなければならない。

2 第4第3項の規定は、前項の規定による変更の手続について準用する。

3 市長は、第1項の規定により氏名又は通称の変更に係る届出があったときは、変更届の内容を確認し、当該宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号)により市長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。

(1) 宣誓者のいずれか一方又は双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。

(3) 宣誓者のいずれか一方が死亡したとき。

(4) 宣誓者のいずれか一方又は双方が第3第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき(宣誓者同士が婚姻をしたときを除く。)

2 前項の場合において、紛失その他の理由により受領証等の返還が困難であると市長が認めるときは、受領証等の返還を要しないものとする。

3 第4第3項の規定は、第1項の規定による返還の手続について準用する。

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

(1) 宣誓者が、受領証等を不正に利用し、変造し、又は第三者に譲渡したとき。

(2) 宣誓書又は確認書の内容に虚偽があったとき。

2 宣誓者は、前項の規定により受領証等の返還を求められたときは、遅滞なく当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(準用)

第11 第7、第9及び第10の規定は、受付票について準用する。

(交付番号の公表)

第12 市長は、第9又は第10の規定により受領証等が返還された場合その他特に必要と認める場合は、受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することがある。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号（第4関係）

長野市パートナーシップ宣誓書

年 月 日

（宛先）長野市長

私たち_____と_____は、長野市パートナーシップ宣誓制
 （自署・代筆） （自署・代筆）
 度実施要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

	宣 誓 者	宣 誓 者
ふりがな		
氏 名		
(ふりがな) (通 称) ※通称を使用 する場合		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		
メールアドレス		

※ 宣誓者の欄は自書してください。代筆の場合は、代筆者の欄に代筆者の氏名及び住所を記入してください。

	代 筆 者	代 筆 者
ふりがな		
氏 名		
住 所		

長野市パートナーシップ宣誓書受領証

（ 年 月 日生） 様 _____
（ 年 月 日生） 様

ここにお二人が、「長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

長野市は、宣誓をされたお二人の思いを受け止め、応援していくとともに、市民や事業者の皆様の理解を深め、多様性が尊重され、誰もが幸せを実感できる社会を目指します。

年 月 日

長野市長

様式第4号（第5関係）

（表面）

第 号	
パートナーシップ宣誓書受領カード	
長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
本人	パートナー
_____ 様	_____ 様
(年 月 日生)	(年 月 日生)
	年 月 日
長野市長	

（裏面）

<p>この受領カードは、長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証します。</p> <p>このカードの提示を受けられた方は、この趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【特記事項】（戸籍上の氏名（通称を使用する場合））</p> <p>_____</p>

注 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

様式第5号（第6関係）

長野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票

長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により、次のとおり宣誓書を受け付けました。

	宣 誓 者	宣 誓 者
氏 名		
(通 称) ※通称を使用 する場合		
転入予定日	年 月 日	年 月 日
受付年月日	年 月 日	
受付番号		
提出期限	年 月 日	

- 1 長野市へ転入したことを証する住民票の写しを、本票に添えて、上記の提出期限までに提出してください。本票と引換えに「長野市パートナーシップ宣誓書受領証」及び「長野市パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。
- 2 提出する日時について、あらかじめ長野市にご連絡ください。
- 3 提出期限までに提出がない場合は、届出の要件を欠くものとして、提出書類一式をお返しします。
※提出期限までの提出が困難な場合は、ご連絡ください。

様式第6号（第7関係）

長野市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け第 号で交付された受領証、受領カード又は受付票の再交付を受けたいので、長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7の規定に基づき申請します。

	宣 誓 者	宣 誓 者
ふりがな		
氏 名		
(ふりがな) (通 称) ※通称を使用 する場合		

再交付を希望する理由
該当するものに○印をしてください。 1 紛失 2 毀損・汚損 3 その他（ ）

再交付を希望するもの
該当するものに○印をしてください。 1 長野市パートナーシップ宣誓書受領証 2 長野市パートナーシップ宣誓書受領カード 3 長野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票

※代筆の場合は、代筆者の欄に代筆者の氏名を記入してください。

	代 筆 者	代 筆 者
ふりがな		
氏 名		

様式第7号（第8関係）

長野市パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）

長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8の規定に基づき、次のとおり変更があったことを届け出ます。

		宣 誓 者		宣 誓 者	
ふりがな					
氏 名					
(ふりがな)					
(通 称)					
※通称を使用する場合					
宣誓年月日		年 月 日	宣誓番号	第	号
変更事項（該当する事項に○印をし、変更内容を記入してください。）					
1 氏 名 (通称を含む。)	変更前				
	変更後				
2 住 所	変更前				
	変更後				
3 その他	変更前				
	変更後				

※代筆の場合は、代筆者の欄に代筆者の氏名を記入してください。

		代 筆 者		代 筆 者	
ふりがな					
氏 名					

様式第8号（第9関係）

長野市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）

長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9の規定に基づき、受領証及び受領カード又は受付票を返還します。

	宣 誓 者	宣 誓 者
ふりがな		
氏 名		
(ふりがな)		
(通 称) ※通称を使用 する場合		

宣誓年月日	年 月 日	宣誓番号	第 号
-------	-------	------	-----

返還の理由
該当するものに○印をしてください。 1 パートナーシップが解消したため。 2 宣誓者が死亡したため。 3 双方共に市外へ転出するため。 4 その他（具体的な理由： ）

※代筆の場合は、代筆者の欄に代筆者の氏名を記入してください。

	代 筆 者	代 筆 者
ふりがな		
氏 名		